

浜松市公務災害補償等認定委員会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年浜松市規則第36号)第4条第5項の規定に基づき、浜松市公務災害補償等認定委員会(以下「認定委員会」という。)の運営について必要な事項を定める。

(認定の通知)

第2条 認定委員会は、実施機関から諮問された事案について審査し、その結果について浜松市公務災害補償等認定委員会決定書(第1号様式)を作成するとともに、浜松市公務災害補償等認定委員会審査結果通知書(第2号様式)により実施機関に通知するものとする。

(軽易な事案の処理)

第3条 実施機関が報告を受けた事案のうち、公務上の災害又は通勤による災害であるかどうか別表に定める基準に照らして明らかであるものについては、認定委員会での審議を省略し、実施機関が認定することができる。

(認定委員会への報告)

第4条 実施機関は、前条の認定をしたときは、当該事案の処理後、最初開催される認定委員会において、当該事案に関する報告をするものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年8月21日から施行し、同年8月1日以降に実施機関に報告のあった事案から施行する。
- 2 この要綱は、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(平成30年浜松市条例第47号)の施行日から施行する。

別表

基準となる通知
公務上の災害の認定基準について (平成 15 年 9 月 24 日地基補第 153 号)
「職務の遂行に通常伴うと認められる合理的な行為」の取扱いについて (昭和 49 年 5 月 28 日地基補第 244 号)
出勤又は退勤の途上において職員が受けた災害の公務上外の認定について (昭和 48 年 11 月 26 日地基補第 541 号)
レクリエーションに参加中の職員が受けた災害の公務上外の認定について (昭和 48 年 11 月 26 日地基補第 542 号)
放射線障害の公務災害の認定について (昭和 57 年 11 月 26 日地基補第 328 号)
腰痛の公務上外の認定について (昭和 52 年 2 月 14 日地基補第 67 号)
「腰痛の公務上外の認定について」の実施について (昭和 52 年 2 月 14 日地基補第 68 号)
上肢業務に基づく疾患の取扱いについて (平成 9 年 4 月 1 日地基補第 103 号)
「上肢業務に基づく疾患の取扱いについて」の実施について (平成 9 年 4 月 1 日地基補第 104 号)
石綿による疾病の公務災害の認定について (平成 21 年 6 月 1 日地基補第 161 号)
心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について (平成 13 年 12 月 12 日地基補第 239 号)
「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」の実施及び公務起因性判断のための調査事項について (平成 13 年 12 月 12 日地基補第 240 号)
精神疾患等の公務災害の認定について (平成 24 年 3 月 16 日地基補第 61 号)
「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について (平成 24 年 3 月 16 日地基補第 62 号)
精神疾患等の公務起因性判断のための調査事項について (平成 24 年 3 月 16 日地基補第 63 号)

潜在性感染症の取扱いについて
(平成 24 年 11 月 20 日地基補第 299 号)

「通勤」の範囲の取扱いについて
(昭和 62 年 5 月 20 日地基補第 81 号)

第1号様式(第2条関係)

浜松市公務災害補償等認定委員会決定書

浜松市公務災害補償等認定委員会における審査の結果、次のとおり決定した。

所 属	職 種	氏 名	公務・通勤の別	審 査 結 果

平成 年 月 日

浜松市公務災害補償等認定委員会

委員長

委 員

委 員

委 員

委 員

